知立市いじめ防止基本方針

平成28年3月 知立市

(最終改定 平成30年3月26日)

< 目 次 >

| はじめに | | • | • | • | • | • | • | 1 |
|----------------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 第1章 | いじめの防止等に関する基本的な考え方 | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 第2章 | いじめの定義 | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 第3章 | 関係者の責務 | • | • | • | • | • | • | 3 |
| 1 | いじめの未然防止 | • | • | • | • | • | • | 3 |
| 2 | いじめの早期発見 | • | • | • | • | • | • | 4 |
| 3 | いじめに対する措置 | • | • | • | • | • | • | 4 |
| 第4章 | 市としての取組 | • | • | • | • | • | • | 5 |
| 1 | 関係機関の連携および調査機関の設置 | • | • | • | • | • | • | 5 |
| 2 | 人的体制整備等の必要な措置 | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 3 | 教員の資質向上 | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 4 | インターネット上のいじめに対する対策の推進 | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 5 | 広報・啓発活動 | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 第5章 | 学校としての取組 | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 第6章 | 重大事態への対処 | • | • | • | • | • | • | 7 |
| 1 | 学校及び教育委員会の対応 | • | • | • | • | • | • | 7 |
| 2 | 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置 | • | • | • | • | • | • | 8 |
| いじめ対策の組織的な体制 | | • | • | • | • | • | • | 9 |
| いじめ対策の流れ | | • | • | • | • | • | • | 10 |
| 【参考】いじめ防止対策推進法 | | | | | | | | |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大 な危険を生じさせるおそれがあるものです。

平成25年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、市内の小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「知立市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に 取り組むことができるよう、いじめ防止等に一層努めてまいります。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるためには、いじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を展開していきます。そして、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一因としての自覚と自信を身につけることができるよう、努めてまいります。

第2章 いじめの定義

知立市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係*1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響*2を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(法第2条)とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な形態があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策ための組織」にあたる「いじめ・不登校対策委員会」等を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該の児童生徒との何らかの人的関係のある状態を指します。

^{※2「}物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なこと(ふざけを含む)を無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

第3章 関係者の責務

本市では、児童生徒のいじめ防止等に関する各関係者が、知立市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- (1) 教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、いじめの防止 に関係する機関及び団体との連携を図りながら必要な措置を講じ、いじめから児 童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。
- (2) 学校は、全ての児童生徒の自己肯定感を大切にし、教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍し、他者の役に立っているという思いを抱く機会を設け、児童生徒の自己有用感が高められるように努めます。
- (3) 学校は、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、 体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てます。
- (4) 学校は、情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットの正しい利用とマナー等について理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導します。
- (5) 保護者**3は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、子供がい じめを行うことのないよう、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求 められます。
- (6) 地域は、児童生徒を温かく見守り、積極的に声かけを行ったり、地域行事や文化・スポーツ活動において、人との関わり合う活動を支援したりし、いじめのないまちづくりに努めるものとします。

^{※3「}保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)をいい、現に、養護、監督している者も含みます。

2 いじめの早期発見

- (1) 教育委員会は、学校が進めている教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや 保護者との信頼関係づくり、またいじめ等について相談しやすい体制づくりを支 援します。
- (2) 教育委員会は、各学校にスクールカウンセラー又は心の相談員として臨床心理 士を配置するなど、児童生徒及び保護者が悩みを相談しやすい体制づくりに努め ます。
- (3) 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対して共通理解をし、 適切に対応できるよう、指導力の向上に努めます。
- (4) 学校は、悩みアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないよう、いじめの早期発見に努めます。また、実施したアンケートの全記録・調査用紙等は、学校において3年間適切に保存します。
- (5) 保護者は、子供の日頃の生活やインターネット等の利用について注意深く見守り、必要によっては学校と連絡を取り合いながら、子供の変化を見逃さないように努めます。

3 いじめに対する措置

- (1) 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるように支援をします。
- (2) 学校は、教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ・不登校対策委員会において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、「いじめ・不登校対策委員会」等と連携し、迅速かつ組織的に対応します。また、「いじめ・不登校対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
- (3) 保護者は、子供がいじめを受けた場合やいじめに関わっていることに気付いた場合は、子供をいじめから守るための適切な措置を、あるいは子供にいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

第4章 市としての取組

市は、いじめ防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して対応していきます。

1 関係機関の連携および調査機関の設置

- (1) 知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会
 - ア 市は、学校、教育委員会、臨床心理士、児童相談センター、警察、地方法務局その他の関係者により構成される「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」を、 法第14条第1項におけるいじめの防止に関係する機関及び団体の連携を図るための組織とします。
 - イ 「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」は、いじめ防止等に関する取組 が、この基本方針に基づき、実効的に行われているか検証し、今後の取組や施策 の充実が図れるよう協議します。
- (2) 知立市いじめ問題対策委員会の設置
 - ア 教育委員会は、法第14条第3項に基づき、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「知立市いじめ問題対策委員会」 を設置します。
 - イ 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態^{*4}に係る調査を行う必要 が生じた場合、この「知立市いじめ問題対策委員会」により調査を行います。

- ※4 「重大事態」(法第28条第1項)とは、以下の場合を指します。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安とします。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態の意味」

(「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定) ここで言う「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が 当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況 に着目して判断します。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神的に重大なダメージを受けた場合などのケースが想定されます。

また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」については、 国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、 学校は、欠席日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握します。

2 人的体制整備等の必要な措置

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制整備等の必要な措置を講ずるように努めます。小学校3年生から6年生で35人学級を実施するなど、子供と向き合う時間の確保に努め、きめ細やかな指導を充実し、いじめの未然防止に向けた学校体制づくりを図ります。また、市内各小中学校にサポート教員を配置し、個に寄り添った支援を行うことにより、学校の支援・指導体制の構築を図ります。

3 教員の資質向上

市は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

4 インターネット上のいじめに対する対策の推進

市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が未然に巻き込まれることを防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育及び保護者への啓発を充実します。

5 広報・啓発活動

市は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

第5章 学校としての取組

各学校は、法第13条に基づき策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、常に情報を収集し、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こる得る問題であることを踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な装置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、年度当初に学校いじめ防止基本方針について児童生徒とその保護者に説明する機会を設けるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

第6章 重大事態への対処

1 学校及び教育委員会の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告をします。
- (2) 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う 主体や調査組織について判断します。教育委員会は、重大事態への対処状況や調 査会による調査経過について、適時・適切に市長に報告するとともに、「総合教育 会議」*5の活用等により市長と十分に協議・調整を行います。
- (3) 学校は、いじめ・不登校対策委員会を母体として調査や対応を行います。
- (4) 教育委員会は、指導主事や専門家などによる支援チームを派遣するなど、学校 の調査及び対応を指導・助言します。
- (5) 教育委員会は、学校だけでは調査・確認が困難及び不十分であると判断した場合、教育委員会の附属機関である「知立市いじめ問題対策委員会」に調査を依頼 します。
- (6) 上記各調査は、事実関係を明確にするための調査(背景事情、人間関係における問題、学校・教職員への対応など)であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- (7) 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童 生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行いま す。
- (8) 上記各調査の結果については、教育委員会を通じて市長及び議会に報告します。
- (9) 市長は、教育委員会からの報告を受けて、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合、「総合教育会議」を開きます。

^{※5 「}総合教育会議」とは、平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に 関する法律の一部を改正する法律」により各地方自治体に新設された会議。

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- (1) 市長は、学校や教育委員会が行った調査(法第28条第1項)の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「知立市子どもの権利擁護委員会」で、調査結果についての再調査(以下「再調査」という。)を行います。(法第30条第2項)
- (2) 市長は、再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、その結果を議会に報告します。(法第30条第3項)
- (3) 市長及び教育委員会は、再調査を行った場合、その結果を踏まえ、指導主事や 専門家などによる支援チームを派遣するなど、自らの権限及び責任において、当 該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のた めに必要な措置を講じます。

【いじめ対策の組織的な体制】

平 常 時

教育委員会連携

知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会

*いじめ防止等に関係する機関及び団体との 連携を図り、取組状況の検証・協議を行う。 (法第14条第1項)

学 校

いじめ・不登校対策委員会

*いじめ防止のための対策や早期発見、実効的な対処の検討(法第22条)

重大事態時

総合教育会議

*児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、 又はそのそれがあると見込まれる等の緊急の 場合に行う。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)

市長

重大事態への措置を対処の指置を対象告の

再調査 依頼

/<u>_____</u> 再調査 、報告

知立市子どもの権利擁護委員会

(子ども課)

(知立市子ども条例における附属機関) *重大事態への対処及び同種の事態 発生防止のため必要があるときに 再調査を行う。

(法第30条第2項)

教育委員会

学校での調査への 指導助言 学校での調査への 報告 があるを を がでの調査への がある。 調査依頼

調査報告

知立市いじめ問題対策委員会

*重大事態が起きたときに、事実関係 を明確にするための調査を行う。 (法第28条第1項)

いじめ・不登校対策委員会

*重大事態が起きたとき、事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条第1項)

